

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行為の中止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例第 18 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例第 18 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例 (中止命令等)</p> <p>第 18 条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項の規定若しくは第 16 条の規定により許可に付せられた条件又は前条第 2 項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 5 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例第 18 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例第 18 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例 (中止命令等)</p> <p>第 18 条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項の規定若しくは第 16 条の規定により許可に付せられた条件又は前条第 2 項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 5 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日